

信夫山の資源を活かしたまちづくり検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえ、信夫山の資源を活かしたまちづくりについて基本的な方針を策定することを目的として、信夫山の資源を活かしたまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

信夫山の保全及び活用の方針に関し必要な事項を検討する。

信夫山の資源を活かした街なみ整備の方針に関し必要な事項を検討する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員18人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者及び有識者

(2) 市民・自治

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員会には委員長及び副委員長1人を置く。

3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から信夫山の資源を活かしたまちづくり方針を策定する日までとする。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときには、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別表第一の所属が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月17日から施行する。

別表第一

所 属 名	
支所	清水支所
商工観光部	商業労政課
	観光コンベンション推進室
農政部	農林整備課
市民・文化スポーツ部	文化振興課
環境部	環境課
建設部	路政課
	道路保全課
都市政策部	交通政策課
	都市計画課
	公園緑地課

信夫山の資源を活用したまちづくり検討委員会運営要領

- 1 信夫山の資源を活用したまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）は、原則公開とする。ただし、委員長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、委員会に諮って非公開とすることができる。
 - （１）委員会において、福島市情報公開条例第９条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行う場合
 - （２）委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
 - （３）その他、委員長が必要と認める場合
- 2 委員長は、委員会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
- 3 傍聴人が会議の進行を妨げる行為をしたときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。